

令和 6 年第 5 回臨時会

湯前町議会会議録

開会 令和 6 年 7 月 3 日

閉会 令和 6 年 7 月 3 日

熊本県球磨郡湯前町

令和 6 年第 5 回臨時会

会 期 令和 6 年 7 月 3 日 (水) 1 日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
7	3	水	本会議	午後 2 時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号

7 月 3 日 (水)

令和6年第5回湯前町議会臨時会

〔第1号〕

令和6年7月3日
午後2時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第66号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第 4	議案第67号	工事請負契約の締結について
日程第 5	議案第68号	工事請負契約の変更について
日程第 6	議案第69号	令和6年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について
日程第 7		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森 山 宏	6番 黒 木 龍 次
7番 味岡 恭	8番 倉 本 豊
9番 山下 力	10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7．説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	中	村	富	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	北	崎	真	保	健	福	高	木	堅	介
建	設	課	稲	森	一	企	画	観	伊	藤	賢	郎
教	育	課	浅	田	徹	農	林	振	高	橋		誠

開議 午後 2 時 0 0 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和 6 年第 5 回湯前町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、倉本議員、山下議員を指名します。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 2 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 3 議案第 66 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（金子光喜君） 日程第 3、議案第 66 号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） それでは、議案第 66 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 66 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

この改正は、現行の被保険者証の運用により、この規約において、被保険者証等の用語を使用しておりますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が発行されなくなるなどに伴う、広域連合規約の一部変更でございます。

先ほど、町長が申しましたとおり、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、県内構成 4 5 市町村での議決が必要となりますので、提案するものでございます。

それでは、3 ページの新旧対照表から御説明いたします。

左側が変更後、右側が変更前という表になります。

第 4 条については、広域連合の処理に関する事務として、その中で構成市町村において行くと定めた別表第 2 のうち、下線部分の被保険者証及び資格証明書のところを、資格確認書等に改め、規約の一部を変更するものでございます。

2 ページに戻りまして、附則において、この規約は令和 6 年 1 2 月 2 日から施行としておりますので、本年の 8 月 1 日付で被保険者証を発行された方々は、これまでどおり、1 年間の令和 7 年 7 月 3 1 日までの有効期限となり、それまでは利用できることとなります。しかし、この施行日である令和 6 年 1 2 月 2 日以降は、被保険者証を無くされた場合の再発行や、新たに資格取得された方への発行が出来なくなりますので、マイナンバーカードを保険証と紐づけしていない、また、取得されていない方へは資格確認書の発行となります。もちろん、この資格確認書の提示によって、これまでどおり、一定の負担で医療を受けることができます。逆にマイナンバーカードに紐づけされた、いわゆる、マイナ保険証を取得されていらっしゃる方へは、資格情報のお知らせという通知がございます。

それぞれ、毎年、切り替え時期には、対象者の方々に 7 月末の有効期限前の送付を予定しています。

パンフレットの配布など、被保険者の方々への周知については、被保険者証の交付時期や納入通知書への同封など、広域連合と合わせて今後も進めていく予定であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君）ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 6 号、「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 4 議案第 67 号 工事請負契約の締結について

○議長（金子光喜君） 日程第 4、議案第 67 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 67 号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町指定避難所空調整備工事（湯前小学校）について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第 67 号、工事請負契約の締結について、御説明いたします。

契約の目的は、湯前町指定避難所空調整備工事（湯前小学校）でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約の金額は、9,900 万円でございます。

契約の相手方は、熊本県人吉市城本町 555 番地

共生電設株式会社 代表取締役 井出 富浩 氏でございます。

なお、次のページに仮契約書の写しを添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 67 号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第5 議案第68号 工事請負契約の変更について

○議長（金子光喜君） 日程第5、議案第68号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第68号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

下町橋補修工事について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第68号、工事請負契約の変更について、御説明いたします。

契約の目的、契約の方法については、変更前と同じです。

契約の金額について、変更前の1億1,645万840円を変更後において、1億1,743万5,738円とするものです。

主な変更理由としまして、支保工基礎部が洗堀されことによる落橋防止の補強の追加工事による増、石橋本体では、壁石解体後に中詰め材の状態確認において、一部再利用できる石材があり購入石材の減、また、石造高欄で取り付け部の調整による減などがあり、それぞれ変更事項の増減を精査した結果、98万4,898円の変更増額となりました。

契約の相手方も、変更前と同じです。

2ページに仮契約書を資料として、添付しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 6 議案第 6 9 号 令和 6 年度湯前町一般会計補正予算（第 4 号）について

○**議長（金子光喜君）** 日程第 6、議案第 6 9 号「令和 6 年度湯前町一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○**町長（長谷和人君）** 議案第 6 9 号、令和 6 年度湯前町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 133 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 46 億 7,565 万 9,000 円とするものでございます。

歳出の主なものは、職員採用試験の費用を始め、下町橋開通式に関する費用、全国スポーツ大会等出場奨励金などを増額計上しております。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**総務課長（西村洋一君）** 議案第 6 9 号、一般会計補正予算（第 4 号）について、御説明いたします。

事項別明細書の歳出 11 ページをご覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 12 委託料 21 万円は、今年度から通常の共同試験とは別に新たに取り組みました、職員採用試験の筆記試験と作文審査の委託料で当初 10 名分を見込み予算計上しておりましたが、募集の結果 29 名の応募がございましたので、不足する 19 名分を職員採用試験作文審査委託料に 12 万 6,000 円、職員採用試験委託料に 8 万 4,000 円を、それぞれ増額計上するものです。

目 11 電算情報管理費、節 10 需用費、消耗品のマイナス 5,000 円は、予算の組み替えでございます。当初予算ではウイルス対策用ソフトを購入で予定しておりましたが、購入するよりもライセンス使用料として支払ったほうが安価になることが判明しましたので、節 13 使用料及び賃借料に 5,000 円を計上するものです。

節 12 委託料 44 万 9,000 円は、総合行政システム端末機器設定更新作業委託料でございまして、特別な業務を行うための専用ノートパソコンの老朽化により新たに購入いたしました、パソコンの設定を委託するものです。通常の職員が使用していますパソコンとは違った接続と設定が必要となりまして、また、印鑑登録用スキャナーとマイナンバーカードを管理する機器など特別な設定が必要となるため、その費用を計上するものです。

節 13 使用料及び賃借料の上段の電算機器リース料 6 万円は、建設水道課会計年度任用職員が使用しますパソコンのリース料で、9 月から 3 月までの 7 か月分を計上するものです。

款 8 消防費、目 2 非常備消防費、節 13 使用料及び賃借料 4 万円は、本町消防団が消防ポンプ操法の県大会出場に伴いまして、マイクロバスの借り上げが必要となり、計上するものです。

款 9 教育費、項 3 中学校費、目 2 教育振興費、節 8 旅費 10 万円は、中学校の伝統芸能継承活動の一環で、本年度は和楽器演奏体験を計画しておりまして、講師が移動します飛行機の運賃等が高騰いたしまして、旅費に不足が見込まれることから計上するものです。

項 4 社会教育費、目 3 文化財保護費、節 10 需用費 7 万 8,000 円は、下町橋改修工事に伴います開通式の関連予算ですが、消耗品費 2 万円と食糧費 5 万 8,000 円を計上するものです。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節 18 負担金補助及び交付金 40 万 1,000 円は、本町の高校生と小中学生が各種大会で次々に好成績を収めておりまして、全国スポーツ大会等出場奨励金の不足が見込まれることから増額計上するものです。

歳入です。10 ページをご覧ください。

款 19 繰越金は、今回の補正財源として、133 万 8,000 円を計上しました。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君）ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 69 号、「令和 6 年度湯前町一般会計補正予算（第 4 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君）起立全員。したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君）日程第 7、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の

継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金子光喜君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

○議長(金子光喜君) 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金子光喜君) 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

- - - - - ○ - - - - -

○議長(金子光喜君) 令和6年第5回湯前町議会臨時会を閉会します。

- - - - - ○ - - - - -

閉会 午後2時20分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員